

不法投棄・野焼きの禁止

不法投棄の禁止

不法投棄は絶対にやめましょう。
自分の土地でも、みだりにごみを捨てると
不法投棄に該当するおそれがあります。

不法投棄されたごみは、原因者が発見されなければ税金で処理されます。
町民一人ひとりの心がけと、不法投棄を許さない雰囲気作りが必要です。



罰則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

野焼きの禁止

法律で定められた焼却炉以外での焼却は認められません。
ドラム缶、素彫りの穴、鉄板の囲い等で廃棄物を燃やすことは、
「野焼き」になります。ごみは決められた方法で処理しましょう。
※農林業等を営むうえでやむを得ない廃棄物の焼却や、焚き火等の日常生活の焼却であって軽微なものであれば、野焼き禁止の例外とされています。あくまでも例外として認められているものであり、周辺環境や近隣住民の生活環境を保全することが優先されます。苦情が入った場合は、焼却を中止していただくことになります。



罰則

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金
又はこれを併科（法人は最高3億円以下の罰金）

不法投棄・野焼きを目撃したら

庄内町環境衛生係	TEL 43-0248、43-0254
庄内総合支庁環境課	TEL 0235-66-4914
庄内警察署	TEL 45-0110
消防余目分署（野焼きの場合）	TEL 43-3300
消防立川分署（野焼きの場合）	TEL 56-2110 までご連絡ください

LINE 通報はこちら

LINEアプリから下のQRコードを読み取り「不法投棄」から通報してください。



不法投棄は  から通報できるようになりました。

自分の所有地に放置しても不法投棄です。
不要なものは放置せず、正しく処分しましょう！

火災で発生したごみの処理について

火災で発生したごみは酒田地区広域行政組合（5ページ参照）で処理されますが、通常の家庭ごみと扱いが異なるため、処理できないものもあります。ご注意ください。

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設に搬入できるもの

- ・布団
- ・畳
- ・じゅうたん
- ・アルミサッシ
- ・建具
- ・家の配線
- ・木材
- ・太さ10cm以内、長さ1m以内のもの。
- ・ガラス
- ・分別ができるものはリサイクルセンター（酒田市北沢字長面200）に搬入してください。
- ・電化製品

※家電リサイクル法の対象商品であるエアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機も火災にあったものであれば、酒田地区広域行政組合に搬入することができます。

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設には搬入できないもの

- ・外壁
- ・柱
- ・瓦
- ・防火シート

※これらは産業廃棄物になりますので、処理業者に依頼してください。

搬入時に必要なもの

- ・罹災証明書※
- ・印鑑

※罹災証明について

火災による罹災証明は、
消防署予防課（酒田市大町字上割43番地の1 TEL 31-7147）で発行します。
申請から発行まで2~3日かかります。土日は手続きができません。

申請時の必要書類

- 本人が申請する場合
- ・印鑑、運転免許証のコピー。
- 代理人が申請する場合
- ・代理人の印鑑と被災者の印鑑、代理人の身分証明書が必要になります。
- 手数料
- ・全焼の場合は無料。それ以外は1通につき300円となります。